

令和7年度「中小企業等収益力向上事業費補助金（米国関税対応枠）」 Q&A

No	区分	質問内容	回答
1-1	米国関税措置の影響	米国へ輸出している若しくは米国から輸入している場合、すべて補助対象になるのか。	原則、米国への輸出は補助対象となります。一方で、米国からの輸入は、輸入製品を生産する米国企業の取引先により異なります。詳しくは下記のQ&Aを御確認ください。
1-2	米国関税措置の影響	米国へ輸出している若しくは米国から輸入している場合とは、米国企業との間接的な取引も含まれるのか。	自社製品が取引先の部品・製品等に組み込まれて輸出されている場合や第3国を経由した取引の場合など、米国企業との間接的な取引の場合も含まれます。
1-3	米国関税措置の影響	輸出の場合、どのような取引が補助対象となるのか。	自社製品を米国へ直接輸出している場合、取引先（自社製品納入先）が米国へ輸出している場合、第3国経由して米国へ輸出している場合は、米国関税の影響を受けるため、補助対象となります。
1-4	米国関税措置の影響	輸入の場合、どのような取引が補助対象となるのか。	以下のような取引は、米国関税の影響を受けるため、補助対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・第3国から調達された原料を使用し米国内で生産された製品を自社が輸入している場合 ・第3国から調達された原料を使用して米国内で生産された製品を取引先から仕入れている場合 <p>一方で、以下のような取引は補助対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国内のみで原料を調達し、生産された製品を自社が直接輸入している場合 ・米国内のみで原料を調達し、生産された製品を取引先から仕入れている場合
1-5	米国関税措置の影響	「米国関税措置の影響」とは、具体的にはどのようなものがあげられるか。	米国関税措置を起因した影響として、以下のようなものがあげられます。 <ul style="list-style-type: none"> ・取引先企業からの受注減やキャンセル ・取引先企業の生産調整、取引先企業からの減産要請 ・取引先企業からの納期延期、出荷待ち要請 ・輸入価格上昇による原材料や輸入品コストの上昇 ・サプライチェーンの混乱による部品等の調達難 ・収益不透明による採用計画見直し ・受注・販売量の減少に伴う雇用調整 など
1-6	米国関税措置の影響	米国関税措置の影響を受ける「見込み」については、どのように事例が想定しているのか。また、事業計画書では、どのように「見込み」を説明すれば良いのか。	現在は影響を受けていないが、今後、No.1-5の回答欄に該当するような影響を受けることが見込まれ、収益が悪化するような事例を想定しています。事業計画書においては、関税の影響を受ける「見込み」について文章で説明いただくとともに、影響が分かる根拠資料（例：11月から実施する自社製品Aの米国企業B社への輸出計画など）を提出してください。
1-7	米国関税措置の影響	社会情勢の変化については、応募要件である「米国関税措置の影響」に該当するのか。	本補助金では、以下のような社会情勢の変化については、補助対象とはなりませんのでご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・全世界的な景気後退に伴う売上高・利益率の減少 ・為替相場が円高に振れ、現在の旺盛なインバウンド需要が消滅 ・米国関税措置の影響で、消費者の可処分所得減少により収益悪化 ・日本が対抗関税措置をとり、収益悪化

令和7年度「中小企業等収益力向上事業費補助金（米国関税対応枠）」 Q&A

No	区分	質問内容	回答
2-1	補助対象者	同一事業者からの応募は1件までとあるが、同一の代表者が複数法人を持っている場合、各法人より申請は可能か。	法人格が別であれば、申請は可能です。
2-2	補助対象者	事業所が県内にあり、代表者の住所が県外にある個人事業主は申請が可能か。	個人事業主の場合、住民票に記載されている住所が静岡県内であることが申請条件となりますので、申請はできません。
2-3	補助対象者	主たる事務所(又は主たる事業所)が県外にあり、支店や事業所、工場等が県内にある場合は申請が可能か。	県内に主たる事務所(又は主たる事業所)を有することが申請条件となりますので、申請はできません（公募要領P3参照）。
2-4	補助対象者	令和7年度中小企業等収益力向上補助金（通常枠又はD X推進枠）の事業採択者でも、応募が可能か。	令和7年度中小企業等収益力向上補助金において、通常枠又はD X推進枠かのどちらかで事業採択され、補助事業を実施している事業者は米国関税対応枠の申請はできません。
2-5	補助対象者	令和6年度中小企業等収益力向上補助金の採択者でも、応募が可能か。	令和6年度中小企業等収益力向上補助金の採択者は、補助事業期間によって、応募の可否が異なりますので、ご注意ください。 ①補助事業期間が1年の事業者 令和6年度に補助事業を実施し、令和7年度がフォローアップ期間中である事業者は、米国関税対応枠に応募できます。 ②補助事業期間が2年間の事業者 令和6年度及び7年度に補助事業を実施している事業者は、米国関税対応枠に応募できません。 2年目事業の辞退届を出した上であれば、米国関税対応枠に応募可能ですが、通常枠とD X推進枠との併用はできません。

令和7年度「中小企業等収益力向上事業費補助金（米国関税対応枠）」 Q&A

No	区分	質問内容	回答
3-1	補助対象事業	補助対象事業には農林水産業は含まれるか。	新たに取り組む事業が1次産業である場合（野菜等を工場等で生産する場合を含む）や、1次産業を営む事業者が原始取得した生産物を売買する場合は、基本的には対象となりません。 ただし、米国関税措置の影響を最小化し、収益力や生産性の向上につながる新たな事業を行う場合には、対象となる可能性はあります。 詳しくは静岡県商工振興課にお問い合わせください。
3-2	補助対象事業	経営革新計画承認事業者が申請する場合、すでに承認を受けて事業実施を進めている場合であっても、「収益力や生産性の向上につながる新たな事業」として申請ができるのか。	原則として申請することができます。 ただし、本補助金は米国関税対応枠であるため、事業計画の内容は単なる既存事業の延長ではなく、米国関税措置の影響を最小化するための取組としてください。
3-3	補助対象事業	経営革新計画承認事業者が申請する場合、同計画に基づき経営革新補助金を受けている場合であっても、申請ができるのか。	計画の終期が令和8年3月21日以降であることを前提として、過去に経営革新促進事業費補助金を受けている場合も補助対象となる可能性はありますが、詳しくはお問い合わせ下さい。
3-4	補助対象事業	既に経営革新補助金を受けて試作品開発を行っており、その試作品の不具合を改良するとともに経営革新計画に沿った商品の販路開拓を行うといった事業内容で本補助金を申請した場合、不採択になったり不利になるのか。	経営革新補助金を受けていたことをもって、不採択や不利になるようなことはありません。
3-5	補助対象事業	補助対象事業における、「自社にとって新たな事業」について、事業の基準日はいつ時点になるか。基準日以前に開始した米国関税措置に対応する事業は、補助金の申請対象になるのか。	原則として、基準日は補助申請時点となります。 米国関税措置の影響を最小化する取組であれば、申請時点で既に開始している事業も申請の対象とします。 ただし、補助対象となる経費は、補助対象期間（交付決定日～補助事業終了日）に支払われたものに限りしますので、ご注意ください。
3-6	補助対象事業	他の補助金との併用に関して、異なる経費であっても併用を認めない補助制度等もあるとされているが、本補助金に関しては同一事業でも経費が異なっていれば対象となるという認識でよいか。	補助対象経費については他の補助制度等との併用は認めませんが、それ以外であれば併用は認められます。その場合であっても、併用する他の補助制度で認められるかどうかは十分に確認し、事業に支障がでないよう計画してください。
3-7	補助対象事業	事業実施期間中の付加価値の増加が見込めない場合は対象外になるとのことだが、申請書作成時点でのことなのか、補助事業実施中のことなのか、いつの時点のどの状況を想定してのことなのか。	申請書作成時点で、事業実施期間中の付加価値の増加が見込めないことが明らかな場合は、申請はできません。また、申請後の採択審査で付加価値の増加が見込めないと判断された場合も、事業採択されないこととなります。
3-8	補助対象事業	付加価値増加額の基準年はいつか。	付加価値増加額は、直近期末の決算額を基準としてください。なお、既に決算期が到来しているが申告が未了の場合は、事業計画書(様式第2号)の「4目標とする経営指標の状況」において、申告済の決算期を直近期末とし、決算期到来済、申告未了の決算期の翌期を「1年目」としてください。
3-9	補助対象事業	経営革新計画において付加価値達成を5年目としている（例えば初年度、次年度は赤字）場合、当該事業の対象とならないのか。	計画期間（1～3年間）が終了する時点で、付加価値の向上を達成する計画となっていない場合は、本補助金の対象とはなりません。
3-10	補助対象事業	事業計画書の様式では補助事業関係でも付加価値額を記載するようになっているが、新規事業の場合はどのように記載すればよいか。	新規事業の場合には、直近期末の付加価値額は「0」にしてください。
3-11	補助対象事業	当初計画の付加価値額の目標達成ができなかった場合は、補助金交付は取り消しとなるのか。	事業開始後の事情変化等によって数値目標を達成できなくても、ただちに交付された補助金の返還を求められることはありませんが、補助事業の実施の成果として、公表することも想定しています。

令和7年度「中小企業等収益力向上事業費補助金（米国関税対応枠）」 Q&A

No	区 分	質 問 内 容	回 答
4 - 1	協力機関	通常枠とDX推進枠とは異なり、伴走支援が必須とされていないが、産業団体の支援を受けられないということか。	米国関税対応枠では、産業団体の伴走支援は必須としておりませんが、本補助金では協力機関として、申請者が希望すれば、申請書類の確認等の支援を受けられます。
4 - 2	協力機関	商工会議所や商工会などの協力機関に相談するに当たり、地区による限定はあるのか。	地区による限定はありませんが、まずは最寄りの商工会・商工会議所に御相談ください。
4 - 3	協力機関	応募に当たり、協力機関はどこまで支援してくれるのか。 (応募書類の作成等を支援してくれるのか。)	事業計画書等の応募書類を作成するのは事業者ですが、事業効果が得られ、実施可能な事業計画書等となるよう、自社の経営や米国関税措置の影響等について適切に把握・分析できているかという点について、必要に応じて協力機関から助言を受けることができます。 また、協力機関は、事業者の求めに応じ、課題設定や経営分析を協力するとともに、事業者が応募要件を満たしているか、応募書類に不足がないかという点について確認してください。
4 - 4	協力機関	協力機関に相談したところ支援を断られたが、補助金の申請は可能か。	本補助金は伴走支援が必須ではありませんので、補助金の申請は可能です。

令和7年度「中小企業等収益力向上事業費補助金（米国関税対応枠）」 Q&A

No	区分	質問内容	回答
5-1	補助対象経費	対象経費が機械装置費のみの場合は、補助上限額は150万円になるのか（補助対象経費の1/2以内）。	対象経費が機械装置費のみでの申請はできません。 なお、機械装置費の補助対象経費は、機械装置費以外の補助対象経費の合計額以内とした上で、300万円を限度としています。詳しくは公募要領P10を参照してください。
5-2	補助対象経費	機械装置費に上限はあるか。	機械装置費の補助対象経費は、機械装置以外の補助対象経費の合計額以内とした上で、300万円を限度としています。詳しくは公募要領P10を参照してください。
5-3	補助対象経費	機械装置の補助率の算定方法は。	機械装置の購入、製造、改良、据付け、利用に要した経費（補助対象経費）の1/2です。
5-4	補助対象経費	機械装置等は、原則、今回の事業計画のためだけに使用することができるかとあるが、計画期間経過後は処分を求めるのか。	事業完了後は、各事業者において、収益力向上を定着させるために有効活用してください。
5-5	補助対象経費	計画期間経過後であれば、機械装置等について売却や貸付け、廃棄等を行ってもよいか。	1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、原則として、耐用年数内において、県の承認を受けずに補助金交付の目的に反して処分を行うことはできません。やむを得ず処分する場合は、事前に相談し県の承認を得てください。 なお、処分によって収入を得た場合、補助金の全部又は一部を返還させる場合があります。
5-6	補助対象経費	補助対象外経費を詳細に記載してほしい。	公募要領で定める補助対象経費以外は対象外経費となります。詳しくは公募要領P8～11の「5 補助対象経費」欄を参照してください。
5-7	補助対象経費	事業費は委託・外注費等により、ホームページ作成のみでも対象となるのか。	ホームページの作成のみも対象にはなり得ますが、現実的にはそれだけで本事業の目標を達成することは難しいものと考えます。
5-8	補助対象経費	補助事業実施のための、店舗や工場等の改修費用は補助対象経費になるか。対象となる場合、補助対象経費の科目は何に該当するのか。	公募要領P10～11の「補助対象外経費」に記載のとおり、店舗や工場等の建設・改修・改装経費(工事費を含む)は、補助対象外です。
5-9	補助対象経費	建物の改装等は補助の対象とならないとのことだが、改装するに当たってのデザイン費のみであれば補助対象となるのか。	改装に関わるデザインは、改装費の一部と考えるため、補助対象外です。
5-10	補助対象経費	新事業として新たに飲食業に進出する場合、飲食店の建物の賃借料や改修費は対象になるか。また、新たなサービスの提供に必要な機器は対象になるか。	飲食店の建物の賃借料や改修費は対象となりません。サービスの提供に必要な機器は対象になる可能性はありますが、機械装置費のみを補助対象とすることはできませんのでご注意ください（公募要領P10参照）。
5-11	補助対象経費	補助対象経費の原材料費は、販売する商品・サービスの製造用途でも可能か。	公募要領P10～11の「補助対象外経費」に記載のとおり、販売する製品の原材料費など、直接的な営業経費は補助対象外です。
5-12	補助対象経費	試作品のテスト販売のための原材料の購入に要する経費は補助対象となっているが、テスト販売とはどのようなものか。	新商品等を開発する過程で、商品仕様や消費者の反応等を測定・分析し、試作品に改良・修正を加える目的で、不特定多数の人に対して試作品を試験的に販売するもので、以下の①から④のすべての条件を満たすものです。 ①テスト販売期間が概ね1ヶ月以内であること ②同一の場所及び同一の趣旨で、複数回行わないこと ③通常の販売商品と区別するため、「テスト販売価格」等、テスト販売品であることを明示すること ④消費者等に対してアンケート等の調査を行い、テスト販売の効果を検証すること
5-13	補助対象経費	テスト販売の売上は、どのように処理するのか。	テスト販売により発生する売上は、補助対象経費から控除することとなります。売上が見込まれる場合は、「積算の明細」欄（公募要領P23）に「販売予定額▲×××円」（※▲はマイナスの意味）と記載し、「補助事業に要する経費」欄に記載する原材料費は、当該販売予定額を控除した額を記載してください。
5-14	補助対象経費	補助対象経費のうち広報費について、「ECサイト」の作成費用は、補助対象になると考えてよいか。	広報費については、SNS 広告など電子媒体による商品等のPR経費やECサイトの作成費用は広報費として補助対象となりますが、直接販売に繋がる電子広告や、ECサイトの運営等に関する費用は、直接的な営業経費として補助対象外となります。 なお、ECサイトを作成した場合、補助事業期間内に公開・稼働していることが必要です。補助事業期間内に公開・稼働していない場合は、補助対象外となります。
5-15	補助対象経費	ドローンや3Dスキャナーで取得したデータを解析するのに必要な高精度のパソコンや、ペーパーシッター業務で使用される保護者向けに画像を送るためのタブレットは対象になるか。	パソコンやタブレットは汎用性が高いため、補助対象外となります。
5-16	補助対象経費	機械装置費は、補助事業以外にも一般的に使用が可能な物品等は補助対象外になるのか。	汎用的に使える機械装置（パソコン、タブレット類、カメラ類等）は、補助対象外となります。
5-17	補助対象経費	試作機の部品を製造するため3Dプリンターを導入したいが、補助対象となるか。	試作機やその部品の製造費用について、委託・外注費とするのであれば対象となる可能性はありますが、3Dプリンターは一般的に汎用性が高いため、導入費用は対象外となります。
5-18	補助対象経費	3Dプリンターのリース料金は補助対象となるか。	PC、タブレット、プリンター（3Dプリンターを含む）など汎用性の高い物品については、リース料金などについても補助対象外となります。
5-19	補助対象経費	機械装置等について、中古品は補助対象となるか。	価格の妥当性を判断することが困難であるため、中古品は対象となりません。
5-20	補助対象経費	機械装置の設置に付帯して水道工事が必要な場合、水道工事は外注費に計上できるのか。	機械装置の設置に付帯する工事は、機械装置費として計上してください。

No	区分	質問内容	回答
5 - 21	補助対象経費	新しい機械装置の購入にあたり、既存の機械装置を撤去するが、この撤去費は機械装置費の「機械装置の利用に関する経費」として認められるか。	撤去費は、既存事業の経費と考えられるため認められません。
5 - 22	補助対象経費	新商品開発のために、既に保有している機械を改良する場合の経費は補助対象となるか。また、改良のために機械部品を購入した場合の経費は、機械部品又は工具器具費でよいか。	機械の改良費用は、機械装置費に含まれます。改良のための機械部品の購入については、機械部品又は工具器具費ではなく、機械装置費に計上してください。
5 - 23	補助対象経費	試作機の製造にあたり機械装置を購入するが、機械装置にオプション部品を追加しないと試作機が製造できない。このオプション部品の購入費は、機械装置費とは別に、機械部品又は工具器具費に計上できるのか。	オプション部品は機械装置本体と一体として機能することになるため、全額を機械装置費で計上してください。
5 - 24	補助対象経費	機械装置を2種類導入する際に、1種類はリース、1種類を購入とすることは可能か。	リースの場合は機械装置の借上等に要する経費となるため「機械部品又は工具器具費」とし、購入する場合は「機械装置費」となります。 ただし、リース料は本年度の補助対象期間分（交付決定日から補助事業終了日まで）のみが補助対象となります。
5 - 25	補助対象経費	展示会に出展し、補助事業だけでなく既存事業の内容もPRする場合は補助対象となるか。	既存事業分は補助対象となりませんので、展示会の出展コマが複数あるのであれば、コマごとに補助事業と既存事業で切り分ける必要があります。切り分けが難しい場合は面積で按分するなど、合理的な計算方法で補助事業分を算出してください。
5 - 26	補助対象経費	特許を国内出願済で、今後、海外の複数国分をまとめて出願する手続を行う場合、産業財産権等の導入に要する経費にあたるか。	産業財産権等には海外におけるものも含まれます。弁理士との契約等の手続が、国内出願のものと別個のものとして切り分けられるのであれば、今後行う手続については補助の対象となります。
5 - 27	補助対象経費	海外から部品を購入する場合の為替の取扱いはどうなるか。	応募時点では、応募時の為替レートで換算して積算し、実績報告時には、実績時の為替レートで換算して置き換えてください。ただし、補助対象経費は、応募時の為替レートで積算した額が上限になります。
5 - 28	補助対象経費	旅費について、新幹線の指定席代は補助対象となるか。	新幹線の指定席代は補助対象外となります。ただし、通常の運賃及び特急料金相当額は補助対象となります。

令和7年度「中小企業等収益力向上事業費補助金（米国関税対応枠）」 Q&A

No	区分	質問内容	回答
6-1	申請書類	従業員数については、役員を除く従業員数を記載すればよいのか。	応募申込書（様式第1号）の「①応募者概要」における従業員数は、ご質問のとおり役員を除いた従業員数を記載してください。 一方、事業計画書（様式第2号）の「4 目標とする経営指標の状況」における従業員数は、別紙「付加価値額の算出根拠」の注意書きにあるとおり、役員や家族を含めた従業員数を記載してください。
6-2	申請書類	事業計画書について、ページ数の制限はあるか。	事業計画書は、米国関税措置の影響や経営課題、事業内容のポイントを明瞭・簡潔にまとめ、10ページ程度を目安に作成してください。
6-3	申請書類	事業計画書には写真や外部データの記載をしても良いか。	必要に応じて写真や外部データの記載は可能です。その際においても、冗長とせず、要点を明確にしてください。
6-4	申請書類	ローカルベンチマークシートの作成は、財務面だけでなく非財務面も含むすべてのシートの作成・提出が必要なのか。	非財務に関しては作成・提出は必須ではありませんが、事業計画の策定にあたっては、非財務も作成した上で検討していただければ、より実現性の高い計画が策定できるものと考えます。
6-5	申請書類	年内に自社製品の米国企業への輸出を予定しているため、米国関税措置の影響を受ける見込みだが、現時点で契約書等の米国への輸出の事実が確認できる書類がない。今回の応募ではどのようにすればよいのか。	現時点で輸出の事実を確認できる書類がない場合には、理由書（様式任意）に提出できない理由を記載の上、ふじのくに電子申請サービスに添付して応募してください。
6-6	申請書類	応募書類に「静岡県税の納税証明書」とあるが、県税の納付がない事業者は非課税証明書でよいのか。	構いません。
6-7	申請書類	応募書類に「直近2カ年の確定申告書類の写し」とあるが、決算を1期しか経ていない場合は申請できないか。	本県内での1年以上事業実績があれば、直近1期の確定申告書類の写しの提出をもって申請可能です（決算を1期しか経ていない場合に限る）。
6-8	申請書類	展示会出展費の見積書は申請段階では取得するのが困難だが、何かそれに代わる資料があればよいのか。	申請時には、展示会出展費の金額の根拠が分かる資料を見積書の代わりに提出してください。
6-9	申請書類	例年開催がある展示会への出展を予定しているが、今年度の募集が開始されておらず、金額の根拠資料がつけられない場合はどうすればよいのか。	昨年度の展示会の募集書類を金額の根拠資料として添付いただき、採択後、補助金の交付申請時に今年度の書類を追加提出していただくことになります。 ただし、採択後に本年度の出展金額が昨年度の金額よりも上回ったことが判明しても、採択時の内示額以上の補助金の交付決定はできないので注意してください。
6-10	申請書類	県の工業技術研究所等に試験などの依頼する場合の費用も、見積書の提出が必要になるのか。	公表されている料金表の提出で構いません。
6-11	申請書類	応募書類のうち見積書について、相見積ではなく参考見積で良いか。またその場合、交付申請時には相見積が必要となるか。	補助金の応募時、採択後の交付申請時においては、参考見積で問題ありません。 なお、実績報告の提出時には、税込50万円以上の経費について、原則として相見積が必要となりますので、あらかじめご準備ください。
6-12	申請書類	応募書類のうち県税の納税証明書について、提出は写しで良いか（電子申請のため）。	原本をスキャナ等により電子ファイル化して提出してください。
6-13	申請書類	法人登記の変更手続中であり、法務局で履歴事項全部証明書が取得できない場合、どのようにしたらよいのか。	補助金申請時には、法務局へ提出した変更登記申請書の写しを添付いただき、履歴事項全部証明書が取得可能になり次第、追加提出してください。
6-14	申請書類	応募書類のうち決算報告書について、具体的に何を提出すればよいのか。	「貸借対照表」、「損益計算書」、「販売費及び一般管理費内訳書」、「製造原価報告書」（作成している事業者）を提出してください。
6-15	申請書類	審査・採択後の補助申請時の必要書類を教えてください。	中小企業等収益力向上事業費補助金（米国関税対応枠）交付要綱をご確認ください。提出方法等の詳細については、採択者にお知らせします。

令和7年度「中小企業等収益力向上事業費補助金（米国関税対応枠）」 Q&A

No	区分	質問内容	回答
7-1	審査	審査方法は書面審査のみか、口頭審査もあるのか。	書面審査のみです。
7-2	審査	本補助金では、米国関税措置による影響が大きい事業者が、優先的に採択されるのか。	米国関税措置の影響が大きいからといって、優先的に事業採択されるものではありません。事業計画書（様式第2号）では、現在受けている影響、受ける見込みがある影響について、数値や根拠となる資料を交えて説明してください。
7-3	審査	購入する機械が事業に必要なものであるという判断は、どのように行われるのか。	事業計画書に記載されている内容と、購入する機械の説明資料に基づき、審査会等で判断します。
7-4	審査	①から⑦まである審査加点要件は、複数選択できるか。	複数を選択することができます。
7-5	審査	経営革新計画で審査加点を希望する場合、経営革新の事業計画期間中のみが対象なのか。	公募要領で示す期日以降に終了する経営革新計画が加点の対象となります（公募要領P14参照）。
7-6	審査	経営革新計画で審査加点を希望する場合で、令和7年8月に計画承認され、応募時に計画承認書の写しの提出が間に合わない場合は、どのように取り扱えばよいか。	令和7年8月末までに計画承認を受け、応募時に計画承認書が手元に届いていないものに関しては、経営革新計画申請書の写しのみ提出で構いません。
7-7	審査	経営革新計画の加点申請をする場合で、経営革新計画の変更承認を受けている場合、資料は何を添付すればよいか。	当初承認時の承認書及び申請書別表1～別表4及び、変更承認時の承認書及び申請書別表1～別表4を添付してください。
7-8	審査	賃上げ加点を申請したいが、賃上げから応募期限までに決算期が到来していないため、「直近決算と前期決算との比較」欄に記入することができない。どうしたらよいか。	決算の比較により賃上げが確認できない場合については、「(2)直近決算と前期決算との比較による賃上げの証明が困難な場合」欄に記入してください。併せて、賃金台帳などの賃上げの証明書類も提出してください。
7-9	審査	賃上げ加点申請したものの未達だった場合、補助金の返還となるのか。なりうる場合、その内容と例外を示してほしい。	加点申込は応募期限までに賃上げを実施することを要件としており、未達となるケースは想定しておりませんが、提出書類の内容に虚偽や不正があった場合には、補助金の返還となる可能性があります。
7-10	審査	事業承継の加点における必要書類は何か。	中小企業庁や中小企業基盤整備機構（中小機構）が示している、事業承継計画表になります。 （中小機構のHP） https://www.smrj.go.jp/sme/succession/succession/supporter/
7-11	審査	審査加点の要件のうち、「ダイバーシティ加点」について、「ダイバーシティ経営表彰」の表彰企業の一覧を提供してもらえるか。	ダイバーシティ経営表彰の令和6年度受賞企業を県ホームページに掲載しております。 （県HP） https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/rodoseisaku/1003248/1066688.html
7-12	審査	D X推進指標の加点における必要書類は何か。	経済産業省が公開するD X推進指標を活用して、D X推進に向けた現状や課題に対する認識を共有する等の自己診断を実施し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に対して自己診断結果を提出した後取得できる「ベンチマークレポートの写し」又は「提出後に送信される受付番号通知メールの写し」になります。 （情報処理推進機構のHP） https://www.ipa.go.jp/digital/dx-suishin/about.html
7-13	審査	D X推進指標の加点を受けるためには、GビズIDを使って応募する必要があるのか。	D X推進指標の加点を受けるためには、ふじのくに電子申請サービスで応募いただく際、GビズIDでログインした上で応募してください。「利用者管理」の画面の下部にある、「GビズIDアカウントをお持ちの方」→「GビズIDでログインする」ボタンを押下してログインしてください。

令和7年度「中小企業等収益力向上事業費補助金（米国関税対応枠）」 Q&A

No	区分	質問内容	回答
8-1	その他	米国関税対応枠の募集は今回限りなのか。	現時点では今回の募集のみとなっています。
8-2	その他	令和7年度中に2次募集を考えているか。	2次募集の実施については、現時点では未定です。
8-3	その他	補助事業実施後の実績報告、完了検査は、書面で行うのか。	書面での確認のほか、必要に応じて現地確認等を行います。
8-4	その他	交付決定後のスケジュールはどのようなイメージか。	交付決定後に補助事業を開始し、事業完了後に実績報告書等を提出するスケジュールとなります（公募要領P15～16参照）。
8-5	その他	経営力向上事業費補助金のように補助事業実施後、何年かの決算書の提出などが必要になるのか。	経営力向上事業費補助金のように、複数年の決算書の提出を求めることは予定しておりません。
8-6	その他	実績報告や帳票類の提出に関する手引きは作成されるか。	作成する予定です。
8-7	その他	補助金の交付申請及び事業実績報告等の窓口並びに事務手続き等については、県担当課が直接行うと考えてよいのか。	申請及び報告の窓口、事務手続き等は県担当課が対応します。
8-8	その他	購入予定の設備等が在庫不足で補助金期間内の納品が難しくなる等、変更事由が生じた場合は、補助事業期間内であれば購入設備の変更は可能か。	購入予定の設備等と同等性能を持つ代替品であれば変更は可能ですが、計画内容の変更を要する場合などは個別に判断する必要があるため、県担当課と事前協議してください。